

## 令和2年度 「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の取り扱いについて

### ■新型コロナウイルス感染防止の観点から一定期間治療を延期した場合

令和2年度に限り、年齢要件、通算助成回数および所得要件を緩和します。

#### ▶年齢要件

助成対象となる治療開始時点の妻の年齢

(※令和2年4月1日～令和3年3月31日治療開始分に限る)

令和2年3月31日時点で 43歳であった場合	令和2年4月1日以降に 43歳になった場合
現行どおり	44歳になるまでに開始した治療

※太枠が緩和された内容です

#### ▶通算助成回数

初回助成時の治療期間初日の妻の年齢

(※令和2年4月1日～令和3年3月31日に申請したものに限る)

令和2年3月31日時点で 40歳であった場合	令和2年4月1日以降に 40歳になった場合
通算3回まで	通算6回まで

※太枠が緩和された内容です

#### ▶所得要件

治療の延期により申請が6月以降となった方で、平成30年（前々年）の夫婦合算所得が730万円未満で令和元年（前年）の夫婦合算所得が730万円以上となる場合は、平成30年（前々年）の所得をもって審査をします。

### ■新型コロナウイルスの影響により所得が急変（減少）した場合

令和2年度に限り、所得要件が緩和されます。

#### ▶所得要件

令和元年の夫婦合算所得が730万円以上の方で、新型コロナウイルスの影響により所得が急変し令和2年の夫婦合算所得の見込みが730万円未満となる場合は、夫婦合算所得が730万円未満として取り扱います。

※令和2年3月31日までに治療を開始し、令和2年4月1日以降に治療が終了した治療費についても助成の対象となる場合がありますので、ご相談ください。

※要件緩和に係る書類について提出が必要な場合がありますので、詳細はお問い合わせください